第九十九条中「ついて会社法」の下に「第百十六条第五項から第九項まで及び第百十七条」を加え、「同法」を「これら」に改め、同条の表第八百七十条第二項第二号の項を削る。

第百条中「ついて会社法」の下に「第七百八十五条第五項から第九項まで及び第七百八十六条」を加え、「同法」を「これら」に改め、同条の表第八百七十条第二項第二号の項を削る。

第百条の二中「ついて会社法」の下に「第七百八十七条第五項、第六項及び第八項から第十項まで並びに第七百八十八条（第八項を除く。）」を加え、「同法」を「これら」に改め、同条の表第七百八十八条第一項の項を次のように改める。

第七百八十八条第一項	
新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求
消滅株式会社等	吸収合併消滅法人
吸収合併存続会社	吸収合併存続法人

第百条の二の表第八百七十条第二項第二号の項を削る。

第百一条中「ついて会社法」の下に「第七百九十七条第五項から第九項まで及び第七百九十八条」を加え、「同法」を「これら」に改め、同条の表第八百七十条第二項第二号の項を削る。

第百二条中「ついて会社法」の下に「第八百六条第五項から第九項まで及び第八百七条」を加え、「同法」を「これら」に改め、同条の表第八百七十条第二項第二号の項を削る。

第百二条の二中「ついて会社法」の下に「第八百八条第五項、第六項及び第八項から第十項まで並びに第八百九条（第八項を除く。）」を加え、「同法」を「これら」に改め、同条の表第八百九条第一項の項を次のように改める。

第八百九条第一項	
新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求
消滅株式会社等	新設合併消滅法人
新設合併をする場合における新設合併設立会社	新設合併設立法人
、新設合併設立会社	、新設合併設立法人
、設立会社	、新設合併設立法人

第百二条の二の表第八百七十条第二項第二号の項を削る。

第百八条の表第八百四十七条第一項の項から第八百四十七条の四第一項の項までを削り、同表第八百四十九条第一項の項及び第八百四十九条第三項の項を次のように改める。

第八百四十九条第一項	
株主等	投資主
株式会社等	清算投資法人
第八百四十九条第三項	
株式会社等	清算投資法人
取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者であった者	清算執行人及び清算執行人であった者

第百八条の表第八百五十条第三項の項中「第八百五十条第三項」の下に「並びに第八百五十二条第一項及び第二項」を加え、同表第八百五十二条第四項の項から第八百五十二条第一項及び第二項の項までを削り、同表第八百五十二条第三項の項を次のように改める。

第八百五十二条第三項	
株主等	投資主

2　法第百五十四条の七の規定において清算執行人及び清算執行人であった者の責任を追及する訴えについて会社法第八百四十九条の二（第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十九条の二	株式会社等	清算投資法人
第八百四十九条の二第一号	監査役設置会社	清算投資法人
	監査役（監査役	清算監督人（清算監督人
	各監査役	各清算監督人

第百十二条の表第八百七十四条第一号の項中「社債管理者」の下に「若しくは社債管理補助者」を、「第七百十四条第三項」の下に「（第七百十四条の七において準用する場合を含む。）」を加える。

第百二十七条の見出し中「責任等」を「責任を追及する訴え」に改め、同条第一項を削り、同条第二項の表第八百四十七条第一項の項から第八百四十七条の四第一項の項までを削り、同表第八百四十九条第一項の項及び第八百四十九条第三項の項を次のように改める。

第八百四十九条第一項	
株主等	投資主
株式会社等	投資法人
第八百四十九条第三項	
株式会社等	投資法人
取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人	執行役員及び清算執行人

第百二十七条第二項の表第八百五十条第三項の項中「第八百五十条第三項」の下に「並びに第八百五十二条第一項及び第二項」を加え、同表第八百五十条第四項の項から第八百五十二条第一項及び第二項の項までを削り、同表第八百五十二条第三項の項を次のように改める。

第八百五十二条第三項	
株主等	投資主

第百二十七条第二項を同条とする。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第九条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令（平成十五年政令第百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「並びに第十号ハ及びニ」を「、第十号ハ及びニ並びに第十一号ロ」に改める。

第三十三条第一項中「同条第一項」を「同条第二項」に改める。

（保険業法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十条　保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三第一項の表第百十一条第五項の項中「定める」を削り、「

前各項

」を「

前各項の	同項及び前二項の
第一項及び前二項	

」に改める。